

# 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の 一部改正について（概要）

## 1 改正の趣旨

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の一部改正に伴い、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則」の一部改正を予定しております。

## 2 改正の概要

- (1) 外出自粛対象者を公費負担の対象に追加します。また、自己負担月額の算出基準を定め、所得区分に応じた公費負担を行います。
- (2) その他必要な文言整理等を行います。

## 3 施行予定

令和8年4月（予定）

## 4 その他

本改正案は確定したものではありません。意見公募等の結果により修正や見直しを行う場合があります。